

法令遵守規程

社会福祉法人日本国際社会事業団

第1条（本規程の目的）

この規程は、社会福祉法人日本国際社会事業団（以下「法人」という）における法令遵守に必要な事項を定めることにより、役職員等がすべての法令等を遵守し、業務を適正に遂行することを目的とする。

第2条（定義）

- 1 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む）および法人の定款、諸規程（細則を含む）をいう。
- 2 この規程において「法令遵守」とは、法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重して行動することをいう。
- 3 この規程において「役職員等」とは、法人の役員及び職員、委託等の契約労働者をいう。
- 4 この規程において「法人の事業活動」とは、法人定款に規定する事業の活動をいう。

第3条（適用範囲）

本規程は、法人の役職員等に適用する。

第4条（法令等の遵守）

- 1 役職員等は、法人の事業活動の実施、経理事務の遂行等に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。
- 2 役職員等は、事業の計画、実施、報告等法人の事業活動、経理事務の遂行の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、法人の事業活動で得たデータ等の記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行ってはならない。

第5条（利益相反）

役職員等は、法人の事業活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。

第6条（法令順守推進体制）

- 1 法人本部に、「統括実施責任者」を置く。
- 2 統括実施責任者は、法令遵守の推進について統括し、法人全体における法令遵守体制の確立を図るとともに、法人の事業活動の公正な遂行の確保その他法令遵守に関する業務を行うものとする。
- 3 統括実施責任者は、必要に応じて「実施責任者」を指名できる。
- 4 実施責任者は、法人の事業活動の公正な遂行の確保その他法令遵守に関する業務を行うものとする。

第7条（法令等違反の通報）

- 1 役職員等は、法人の事業活動全般、経理事務において、不正な行為処理を発見した場合は、直ちに実施責任者に通報するものとする。
- 2 実施責任者は、役職員等からの不正発見の届出があった場合は、直ちに是正措置を行うとともに、統括実施責任者へ報告する。
- 3 統括実施責任者は、報告のあった事案のうち重要な事案については理事長に報告し、対応を協議するものとする。
- 4 役職員等は、統括実施責任者へ直接報告をすることができる。この場合、当該役職員のプライバシーは保護される。
- 5 役職員等は、事実を反することを知っている上での通報、個人的な利益を図る目的、誹謗・中傷目的による通報、その他不正の目的による通報をしてはならない。

第8条（不利益処分等の禁止）

この法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

第9条（役職員等の責務）

- 1 役職員等は、職業倫理を身につけ、関係法令を理解しつつ遵守し、法人の事業が社会からの信頼の上に成り立っていることを理解した上で、常に誠実に判断し行動する責務を有する。
- 2 役職員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、自らの専門知識、技術、経験を活かし、法人の事業活動を発展させることにより、定款に規定する目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。
- 3 役職員等は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、自らの上司または必要に応じて実施責任者に報告しなければならない。

第10条（免責の制限）

役職員等は、次に掲げることを理由として、自らの法令違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等についての正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 当法人の利益を図る目的でおこなったこと

第11条（違反発生時の対応）

- 1 違反が発生したときには、統括責任者は以下の事項を遂行する。
 - （1）違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
 - （2）再発防止策の策定
- 2 法令違反する行為を行った職員は、社会福祉法人日本国際社会事業団就業規則第53条及び第54条、社会福祉法人日本国際社会事業団就業規則に基づき、懲戒されるものとする。
- 3 違反発生後の対応内容については、これを公開する。

第12条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は2020年3月19日から施行する。
2. この規程の一部を改訂し、2021年6月3日から実施する。